

財務省告示第百六十三号

第八回特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件（平成十八年四月財務省告示第百九十九号）の一部を次のように改正し、平成十九年六月十五日から適用する。

平成十九年四月二十七日

財務大臣 尾身 幸次

第二号中「二十七万二千百円」を「二十四万八千四百円」に改める。

第四号中「平成十八年六月十五日から平成十九年六月十四日まで」を「平成十九年六月十五日から平成二十年六月十三日まで」に改める。